

財団法人明るい選挙推進協会役員の給与及び退職手当の支給基準

1 基本原則

役員の給与の水準及び退職手当の支給基準については、役員の職責等に応じたものであること及び社会一般情勢に適合したものであること等に配慮して「明るい選挙推進協会給与規程」に規定しているところである。

2 役員の給与等

(1) 給与

(給与の種類)

(支給基準)

ア 俸給

月額により支給

(役職)

(俸給月額)

常務理事

757千円

イ 通勤手当 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律95号)第12条第1項及び第2項の規定に準じて支給

ウ 期末手当 (俸給月額 + 調整手当 + 役職段階別加算額 + 管理職加算額)の月額 × 支給割合()

() 支給割合 : 年3 . 3ヶ月

(2) 退職手当

退職日における俸給月額 × 期間率()

() 期間率

一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

二 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の137.5